

自 令和7年3月11日

至 令和7年3月11日

第1回遠別町議会(定例会)

[第2号]

遠 別 町

令和7年第1回遠別町議会（定例会） 会議録			
招 集 年 月 日	令和7年3月11日		
招 集 場 所	遠別町議会議場		
開、閉会日時 及び 宣 告	開 会	令和7年3月11日 午前10:00	
	議 長	小 森 嘉 孝	
	閉 会	令和7年3月11日 午前11:10	
	議 長	小 森 嘉 孝	
応(不応)招議員 及び出席議員 並びに欠席議員 出席 7名 欠席 0名 (凡例) ○出席を示す △欠席を示す ×不応招を示す △公 公務欠席 を示す	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	小 森 嘉 孝	○
	2	橋 本 初 昭	○
	3	大 石 幸 夫	○
	4	白 井 金 治	○
	5	山 本 仁 美	○
	6		
	7	山 下 悟	○
	8	白 幡 広 喜	○

会議録署名議員	7 番	山 下 悟	8 番	白 幡 広 喜
職務のため出席した者の職氏名	事務局長	柳 井 宏 紀	係 長	守 屋 佳 貴
地方自治法第121条の規定 により出席を求めた者の職氏名	町 長	國 部 雅 人	代表監査委員	田 中 雄 志
	教育長職務代理者	小田中 紀 仁	農業委員会会長	妻 沼 浩
地方自治法第121 条の規定により町 長等の委任により 出席した者の職氏 名	副町長	富士原 栄 治	診療所事務長	齊 藤 晶 夫
	総務課長	坂 川 敏 文	教育次長	緒 方 章
	住民課長	西 尾 英 樹	農業委員会事務局長	小 森 正 広
	福祉課長	小 林 大 輔		
	経済課長	小 森 正 広		
	建設課長	高 田 博 之		
	出納室長	佐 藤 克 久		
議 事 日 程	議長は、本日の日程を別紙のとおり報告した。			
町長提出議案の題目	別紙のとおり			
議員提出議案の題目	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

第1回遠別町議会（定例会）議事日程

令和7年3月11日

午前10時00分 開議

第2号

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名	提案者
1		開会開議宣言	議 長
2		会議録署名議員指名の件	〃
3	議案第 9 号	一般質問	議 員
4	議案第10号	遠別町課設置条例の一部改正について	町 長
5	議案第11号	遠別町行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部改正について	〃
6	議案第12号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関 係条例の整備について	〃
7	議案第13号	遠別町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一 部改正について	〃
8	議案第14号	遠別町職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正につ いて	〃
9	議案第15号	遠別町新規就農者経営発展支援に関する条例の一部 改正について	〃
10	議案第16号	旭温泉設置条例の一部改正について	〃
11	議案第17号	指定管理者の指定について（道の駅えんべつ富士見）	〃
12	議案第18号	令和7年度遠別町一般会計予算	〃
13	議案第19号	令和7年度遠別町国民健康保険特別会計予算	〃
14	議案第20号	令和7年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算	〃
15	議案第21号	令和7年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算	〃
16	議案第22号	令和7年度遠別町介護保険特別会計予算	〃
17	議案第23号	令和7年度遠別町簡易水道事業会計予算	〃
		令和7年度遠別町下水道事業会計予算	〃

会議の経過

令和7年3月11日

開会・開議	議長	小森嘉孝君 おはようございます。昨日に引き続き、ただいまから会議を開きます。本日の出席議員は、7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
日程第1	議長	小森嘉孝君 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、議長において7番山下悟君、8番白幡広喜君を指名します。
日程第2	議長	小森嘉孝君 日程第2、一般質問を行います。本日の定例会に通告を受けた一般質問について、発言を許します。なお、「議会からのたより」への掲載のため、町広報の撮影を許可いたします。8番白幡広喜君。
	8番	白幡広喜君 皆さんおはようございます。令和7年第1回定例議会において、議長より一般質問のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。昨年の第7回遠別町議会臨時会においての町長の所信表明の中から、大きく2点について伺います。町長は就任に当たり、「『オールえんべつ』町民と共に暮らしやすい街を！」とキャッチフレーズを掲げ、町民の皆さんが抱く将来への不安を解消できるように努めていくと言及しております。そこで、1点目として、特別養護老人ホーム友愛苑の事業継承問題であります。令和5年8月25日、社会福祉法人湯らん福祉会より、近い将来事業からの撤退する意向があるとの申出を受けてから昨日までの間、町から町民に向けた情報が乏しく、本町の社会福祉の観点から、町内情報の積極的な発信が必要と考えますが、町長の見解を伺います。また、今後の見通しなど進捗状況はどのようになっているのか伺います。次に、2点目として、本町の診療所についてですが、町長の昨日の行政報告の中で、常勤医師が2名体制になるとの報告でありました。町民の皆様の安心・安全に役立ていただけるものだと大いに期待するところでございます。所信表明では、看護体制を含めた医療体制の充実を図ると話をしていましたが、町長が目指す今後の看護体制・医療体制とは、具体的にどのように充実させていくのか、また、職員増を考えている場合は、その受入れ環境も併せて伺います。答弁によりましては再質問させていただきます。

議長	小森嘉孝君 町長國部雅人君。
町長	國部雅人君 それでは、白幡議員の一般質問にお答えしたいと思います。 1 点目の特別養護老人ホーム友愛苑の事業継続進捗状況についての質問ですが、特別養護老人ホーム友愛苑の事業継続について、町民の皆様には大変御心配をおかけしていることに心苦しく感じております。また、町政運営において、町民の皆様への積極的な情報発信は重要であると認識しております。一方で、このたびの事業の承継については契約交渉ごとであるため、公表できない部分があることは御理解いただきたいと思います。現時点でお伝えできる内容となりますが、進捗状況について御説明いたします。現在まで複数の事業者と交渉している中で、先日、町内有識者の会議に諮問したところ、社会福祉法人による運営が望ましいとの方針をいただいております。この答申を踏まえ、社会福祉法人を中心に交渉を行っていきませんが、4月の事業承継は難しい状況にあります。なお、社会福祉法人湯らん福祉会には事業承継までの間、友愛苑の運営について確約を得ているところであります。引き続き入所者、御家族及び介護従事者の皆様が安心できるよう、良質なサービス提供、従業員の継続雇用及び待遇の維持を念頭に置き、交渉を進めていきたいと考えております。今後、公表できる段階になりましたら、速やかに町民の皆様にお知らせしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。 2 点目の診療所の看護体制・医療体制についての質問ですが、診療所につきましては、本年4月1日付で一井医師が着任となり、江橋医師と常勤医2名体制により診療業務を行う予定であり、主に内科などが中心の診療体制になる見込みであります。現在、土日の出張医や医療振興財団からの出張医による一部外科外来や、旭川医大による小児科外来も行われており、今後も継続していきます。将来的には月1、2回程度の耳鼻咽喉科や眼科などの専門外来の開設も、町民の意見を聞きながら模索していきたいと考えております。また、看護師の体制につきましては、現在、正職員が7名、会計年度職員が7名の計14名となっており、会計年度職員のうち5名が民間会社からの紹介による派遣看護師であります。正職員の募集に関しましては、北海道看護協会やハローワークにおいて随時募集をしておりますが、採用まで至っていない状況であります。このため、3か月から1年程度の雇用期間により派遣看護師を採用し、看護師の不足を補っております。この看護師の受入れ環境に関しましては、就労環境や住環境

	の充実を図っていきたいと考えております。今後におきましても、町民の皆様への安定した診療体制の構築を目指して尽力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上、白幡議員の一般質問の答弁とさせていただきます。
議長	小森嘉孝君 再質問があれば、これを許します。8番白幡広喜君。
8番	白幡広喜君 御答弁ありがとうございます。まず、1点目の再質問になりますが、ただいまの町長の答弁による内容を私なりに解釈しますと、継承がはっきり決まるまで情報発信はしないということになるかと思っております。町民の皆さんが一番関心のあるこの特別養護老人ホーム友愛苑継続問題でもあります。國部町長が就任して4か月余りが経過しておりますが、積極的な情報発信がされていなく、一部町民からも友愛苑の話どこ行ったのかと、そういった心配なされている方もおります。そこで、再度伺います。交渉に至っても、いつどのような形で何社かとの交渉を行っている状況など情報発信は可能と考えるが、町長の見解を伺います。次に、進捗状況ですが、4月の事業継承は難しいとの答弁でしたが、具体的にいつ頃になるのか、また、先日、町内の有識者に諮問したということで、メンバーはどういう構成の方なのか、併せて伺います。次に、2点目の再質問になります。本町においても、医療の充実是最も重要なことだと私自身も思っているところです。4月1日より常勤医2名体制により医療業務を行うことで、診療所の稼働域の向上、また、病床を大きく稼働させるためには、医師や看護師をはじめとする職員の人材確保に取り組むことが重要であり、対策を講じる必要があると考えております。今現在、正職員を随時募集しても採用に至っていない状況であり、看護師不足に対応するため、民間会社からの派遣看護師を採用しているとの答弁でしたが、今後においても現職員の退職などに伴い、派遣看護師の増員も必要になってくるのではないかと思っているところです。都市部から地方への派遣ということになると、本町の住環境の問題を含め、本町の診療所で職場を選んでいただけるような施策も必要不可欠だと考えておりますが、町長の考えはどのようなものか。また、先ほどの答弁の中にありました住環境の充実を図ると言っていますが、具体的にどのようなことなのか、併せて伺います。
議長	小森嘉孝君 町長國部雅人君。

町長

國部雅人君

白幡議員の再質問にお答えしたいと思います。まず、諮問したメンバーということですが、介護保険事業計画策定委員会という既存の組織がございまして、メンバーが構成6名となっております。それに加えまして、国民健康保険の運営に関する協議会、これも既存の会がありまして、これがメンバー9名となっております。この両委員会に諮問して、先ほど申し上げた答弁を、申答を得たところであります。情報発信に関しまして、非常に御心配をおかけしているところではあります。正式に決まっていれば行政報告なりしたかったところではありますけれども、現在まだ公表できる段階にないところではあります。ただ、こういった答申を受けまして、社会福祉法人を交渉先に絞りまして交渉が進んでいるところではあります。現実、既に3月ですので、4月の事業承継は難しいというところではありますけれども、先方と話している中では、8月の事業承継が可能なところであるというところを交渉しているところではあります。まず、情報を発信したい、私からほしいというところが、従事していただいている介護職員の部分なんですけれども、まず、先方も働いていただいている方を大切に考えていただいております、継続雇用はもちろん、待遇に関しても現状を維持したいと。さらには、こういったM&Aというんですかね、事業承継に当たりまして一番ネックになるというかが、やり方が大きく変わって、そこに対するアレルギー反応が多く、結構離職者が出るという話も伺っておりますので、そこも念頭に、最初から大きく変えずに徐々に、何ていうんでしょうかね、経営改善をしていくような話を伺っております。まずは、働いている方、または入所者を大切には考えていただいているという話を伺っております。これに関して、私も選挙の間から、残さなければいけない必要な施設ということは言い続けておりますが、当時は根拠がなくというか、理念だけで申し上げていた部分が実際あった。残さなければいけないと、そのために努力するのはお約束してはいましたが、具体的にここというところが見えていない部分での話ではあったんですけれども、現在、それから4か月たちまして、おぼろげというか、ある程度形が見えてきたのかなと実感しているところではあります。具体的にこういった答申も受けて話が進んでいるところではありますので、特に働いている方に関しては、安心して働き続けていただけたと考えておりますので、御理解お願いいたしたいと思います。次に、医療体制に関してですが、その中で人材確保の部分が問題になっているという話がございました。私も職員と面談している中で、看護師とも

	面談しているんですけども、ここの住環境の部分で結構言われることは実際多くあります。ナースパワーですとか、そういった紹介会社から来ている看護師の方が多くいんですけども、行った後、そこの評判というか、書き込み、口コミの欄があるようなんですけども、そこはやはり住環境の点については書かせていただくという話も聞いております。それはいい意味ではなく悪いほうに、そこが不満だったというふうに書かざるを得ないという話も聞いてございます。ちょっと前でしたら、恐らく派遣のされる際に、住むところがあるというのが一つの来る条件だったとは思うんですけども、最近では、それプラス住むところがあるだけでなく、住むところがきれいとか、住みやすいとか、そういった条件にまで上がってきているように実感しております。ですので、現在住んでいただいているところにも不満の声も聞いておりますので、そこを何とか今後どのような形がいいのか検討しながら、看護体制・医療体制の充実のためにそこに注力しなければいけないのではないかと考えてございます。
議長	小森嘉孝君 再々質問はございますか。8番白幡広喜君。
8番	白幡広喜君 そしたら、次に、1点目の質問になりますが、8月の事業継承になるとの答弁でしたが、今からだと約5か月間もの長期に及ぶことから、現運営事業者である社会福祉法人湯らん福祉会において、多岐にわたるリスク等も考えられるので、スピード感を持って交渉を進めていただきたいと思います。情報発信がないままにしますと、憶測だけが先行してしまいますので、少なからず広報紙などによって町民向けに発信できるよう検討も願いたいと思います。次に、2点目の質問ですが、医療体制や医療の充実を図るとすれば、やはり一定数の看護師を含め職員がいないと、他の職員にも負担が多くかかるということが予想されます。本町の職員が快適に過ごせるよう住環境を整え、さらには、本町の魅力の一つとして情報発信できないか伺いまして、今回、私からの一般質問を終了させていただきます。
議長	小森嘉孝君 町長國部雅人君。
町長	國部雅人君 あと5か月ですか、湯らん福祉会さんのほうで運営いただくということになるかと思いますが、ここに関しても答弁書にもありますとおり、湯らん福祉会さんのほうに出向きまして、そこまで

		の運営はきちっとやっていただくという確約は受けております。情報発信に関してなんですけれども、まだ未確定な部分もありますので、なかなか難しい部分があるのが正直なところでありますので、なるべく早くまとめて公表できる段階に持っていきたいとは考えておりますので、御理解願います。２点目の医師・看護師の住環境の部分ですけれども、そこは先ほど申し上げており、一番看護師の方から言われるのがそこであると考えております。あともう一つ、労働環境に関しても、やはり看護師の方々からすると、電子カルテがないという部分で、仕事が煩雑というか、手間がほかのところよりも多くかかるというふうにも伺っておりますので、電子カルテの導入も含めて検討している状況でございます。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。分かりました。それでは、８番白幡広喜君の一般質問はこれで終わります。以上をもちまして、通告のありました一般質問は終了しました。これにて一般質問は終了します。
日程第３	議長	小森嘉孝君 日程第３、議案第９号、遠別町課設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 ただいま上程されました、議案第９号、遠別町課設置条例の一部改正について、提案理由及び内容の御説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。２番橋本初昭君。
	２番	橋本初昭君 ちょっとお願いがあるんですが、今、課の設置条例を改正することによって、その下の課の事務文書である処務規程も当然改正になると思うんですが、その改正案の資料を配付願いたいと思いますが、どうでしょうか。
	議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
	総務課長	坂川敏文君 ４月１日の改正に向けて、今、処務規程のほう、内容を精査している最中ですが、案の状態のものであれば、後ほどお渡ししたいと思います。

議長	小森嘉孝君 2 番橋本初昭君。
2 番	橋本初昭君 それでは、町長にお伺いいたします。平成 3 1 年度以来の 6 年のぶりの課の機構改革ということ。町として公約ではないんですけど、準公約というか、町長の強い思い、慢性化しつつある役場組織からの脱却というか、そういう思いがあると思うんですが、議決になった後に、その思いを町民に対してどのような形で周知を図っていくのか、その町長の考え方を伺いたと思います。
議長	小森嘉孝君 町長國部雅人君。
町長	國部雅人君 町民に対する周知でございますが、考えていたのは、ホームページ、I P 端末及び広報紙による周知というところを考えておりました。
議長	小森嘉孝君 暫時休憩します。
	休憩（1 0：2 4） 再開（1 0：2 5）
議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開いたします。2 番橋本初昭君。
2 番	橋本初昭君 ホームページ、I P、広報、こういう媒体の手段で周知を図っていく、それは当然そうだと思います。ただ、内容について、周知の内容は、当然お年寄りが多いものですから、分かりやすい、漫然と、役場仕事じゃなくて、町民側に立った周知の方法というのを内部で検討して周知をお願いしたいと思います。答弁は要りません。
議長	小森嘉孝君 ほかに質疑はございませんか。ほかに質疑はございませんか。以上で、本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第 9 号、討論省略、採決してよろしいですか。
	（「異議なし」との声あり）
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第 9 号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	（全員起立）
議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決

		されました。
日程第 4	議長	小森嘉孝君 日程第 4、議案第 10 号、遠別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 ただいま上程されました、議案第 10 号、遠別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、提案理由及び内容の説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。
		（「なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 以上で、本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第 10 号、討論省略、採決してよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第 10 号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		（全員起立）
日程第 5	議長	小森嘉孝君 日程第 5、議案第 11 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 ただいま上程されました、議案第 11 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、提案理由及び内容の御説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。
		（「なし」との声あり）

	議長	小森嘉孝君 以上で、本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第１１号、討論省略、採決してよろしいですか。 (「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第１１号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。 (全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。
	日程第 6	議長
	議長	小森嘉孝君 日程第 6、議案第 12 号遠別町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 ただいま上程されました、議案第 12 号、遠別町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由及び内容の御説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。 (「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 以上で、本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第 12 号、討論省略、採決してよろしいですか。 (「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第 12 号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。 (全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。
日程第 7	議長	小森嘉孝君 日程第 7、議案第 13 号、遠別町職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。診療所事務長齊藤晶夫君。

	診療所事務 長	齊藤晶夫君 ただいま上程されました、議案第１３号、遠別町職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正につきまして、提案理由及び内容について御説明いたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。
		（「なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 以上で、本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第１３号、討論省略、採決してよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第１３号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		（全員起立）
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。
	議長	小森嘉孝君 暫時休憩します。１０時５５分まで
		休憩（１０：３７） 再開（１０：５５）
	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開いたします。
日程第８	議長	小森嘉孝君 日程第８、議案第１４号、遠別町新規就農者経営発展支援に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。経済課長小森正広君。
	経済課長	小森正広君 ただいま上程されました、議案第１４号、遠別町新規就農者経営発展支援に関する条例の一部改正について、提案理由及び提案内容について御説明いたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。
		（「なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君

		以上で、本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第１４号、討論省略、採決してよろしいですか。 （「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第１４号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		（全員起立）
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。
日程第９	議長	小森嘉孝君 日程第９、議案第１５号、旭温泉設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。経済課長小森正広君。
	経済課長	小森正広君 ただいま上程されました、議案第１５号、旭温泉設置条例の一部改正について、提案理由及び提案内容について御説明いたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。
		（「なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 以上で、本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第１５号、討論省略、採決してよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第１５号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		（多数起立）
	議長	小森嘉孝君 起立多数であります。したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。
日程第１０	議長	小森嘉孝君 日程第１０、議案第１６号指定管理者の指定について（道の駅えんべつ富士見）を議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。経済課長小森正広君。
	経済課長	小森正広君 ただいま上程されました議案第１６号指定管理者の指定について、

		提案内容及び提案理由について御説明いたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。ありませんか。
		（「なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 以上で、本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第１６号、討論省略、採決してよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第１６号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		（全員起立）
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。
日程第１１～ 日程第１７	議長	小森嘉孝君 お諮りいたします。日程第１１から日程第１７までにかかる議案第１７号から議案第２３号までの令和７年度遠別町各会計予算７議案について、審議の関係上、一括議題としてよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、議案第１７号、令和７年度遠別町一般会計予算、議案第１８号、令和７年度遠別町国民健康保険特別会計予算、議案第１９号、令和７年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第２０号、令和７年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算、議案第２１号、令和７年度遠別町介護保険特別会計予算、議案第２２号、令和７年度遠別町簡易水道事業会計予算、議案第２３号、令和７年度遠別町下水道事業会計予算、以上７件について一括議題とします。お諮りいたします。提案理由及び内容の説明は、１０日に予算案の概要で説明がありましたので、会議規則第３７条第２項の規定により省略してよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、提案理由及び内容の説明は省略します。お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第１１から日程第１７に係る議案第１７号から議案第２３号までの７議案は、令和７年度各会計予算でありますので、議長を除く全員をもつ

		て構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審議とすることにしたと思います。これに御異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君	異議なしと認めます。したがって、令和7年度各会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審議とすることに決しました。お諮りいたします。予算審査特別委員会の名称を「令和7年度遠別町各会計予算審査特別委員会」と決定してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君	異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の名称は、「令和7年度遠別町各会計予算審査特別委員会」と決しました。暫時休憩します。
		休憩(11:08) 再開(11:09)
議長	小森嘉孝君	休憩を解き本会議を再開します。諸般の報告をします。令和7年度遠別町各会計予算審査特別委員会の委員長に白井金治君、副委員長に山下悟君が選任されましたので、報告いたします。お諮りいたします。付託中の特別委員会の審議のため、付託案件の審査が終了するまで本会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君	異議なしと認めます。したがって、付託中の特別委員会の審査終了まで本会議を休会と決しました。
散会	議長	小森嘉孝君 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。大変御苦勞さまでした。